

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 9 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600186号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600129号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を14万9,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を16万円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる記録として訂正する標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

請求期間にA社から賞与を支払われ、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された給料台帳により、請求者が、同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万9,000円に訂正し、当該訂正後の標準賞与額(14万9,000円)については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、請求期間の標準賞与額について、請求者は、年金額に反映しなくても、実際に支払われた賞与額に見合った標準賞与額を記録することを求めているところ、前述の賞与明細書及び給料台帳により、請求者は請求期間に 16 万円の賞与を支払われていることが確認でき、事業主が本来届け出るべき標準賞与額は 16 万円であることが認められることから、当該賞与の支払額に見合う標準賞与額（16 万円）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600193号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600130号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成15年7月15日は43万5,000円、同年12月10日は40万6,000円、平成16年7月15日は36万2,000円、同年12月10日は37万6,000円、平成17年7月15日は33万2,000円、同年12月10日は34万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日、同年12月10日、平成16年7月15日、同年12月10日、平成17年7月15日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月15日、同年12月10日、平成16年7月15日、同年12月10日、平成17年7月15日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月10日

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間には、A社から賞与が支払われ、その賞与から厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間について、年金給付に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る賞与支給明細、請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の変更(決定)通知書等により、請求者は、同社から請求期間①に43万5,394円、請求期間②に40万6,325円、請求期間③に36万2,202円、請求期間④に37万6,699円、請求期間⑤に33万2,989円、請求期間⑥に34万5,075円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は43万5,000円、請求期間②は40万6,000円、請求期間③は36万2,000円、請求期間④は37万6,000円、請求期間⑤は33万2,000円、請求期間⑥は34万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務的な遺漏により期日を経過して請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出した旨回答

しており、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 27 日付けで当該届出を行っていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600007号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600131号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年8月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月は20万円を34万円、同年9月及び同年10月は26万円を34万円、同年11月は26万円を28万円、同年12月は26万円を38万円、平成19年1月から同年3月までは26万円を34万円、同年4月は26万円を36万円、同年5月は26万円を32万円、同年6月は26万円を41万円、同年7月及び同年8月は26万円を32万円、同年9月から同年12月までは28万円を34万円、平成20年1月及び同年2月は28万円を32万円、同年3月及び同年4月は28万円を34万円、同年5月は28万円を32万円、同年6月は28万円を41万円、同年7月及び同年8月は28万円を34万円、同年9月から同年11月までは24万円を28万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年2月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は24万円を32万円、平成21年1月及び同年4月は24万円を28万円、同年6月は24万円を38万円、同年9月から同年11月までは19万円を22万円、同年12月から平成22年4月までは19万円を24万円、同年5月は19万円を22万円、同年6月は19万円を28万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年7月26日まで

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①及び②において、当該2社から、毎月の売上げに応じて支給されていた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。

所持している給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に支給された概算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳の写しにより、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月から同年10月までは34万円、同年11月は28万円、同年12月は38万円、平成19年1月から同年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月は32万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円、平成20年1月及び同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月から同年11月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年2月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、B社から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳の写しにより、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月から平成21年1月までの期間、同年4月、同年6月及び同年9月から平成22年6月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は32万円、平成21年1月及び同年4月は28万円、同年6月は38万円、同年9月から同年11月までは22万円、同年12月から平成22年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年2月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間について、請求者の厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600158号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600132号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成18年8月1日から平成19年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月は20万円を32万円、同年9月は24万円を32万円、同年10月及び同年11月は24万円を28万円、同年12月は24万円を34万円、平成19年1月から同年3月までは24万円を32万円、同年4月は24万円を34万円、同年6月は24万円を32万円、同年7月は24万円を34万円、同年8月は24万円を30万円、同年9月及び同年10月は26万円を36万円、同年11月は26万円を34万円、同年12月及び平成20年1月は26万円を36万円、同年2月及び同年3月は26万円を34万円、同年4月は26万円を36万円、同年5月及び同年6月は26万円を34万円、同年7月及び同年8月は26万円を32万円、同年9月から同年11月までは26万円を30万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月及び平成21年1月は26万円を32万円、同年2月は26万円を28万円、同年3月は26万円を30万円、同年4月は26万円を47万円、同年7月は26万円を28万円、同年9月から同年11月までは20万円を24万円、同年12月は20万円を26万円、平成22年1月から同年3月までは20万円を24万円、同年4月は20万円を30万円、同年5月及び同年6月は20万円を24万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年7月26日まで

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文

書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①及び②において、当該2社から、毎月の売上げに応じて支給されていた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。

所持している給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に支給された概算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成19年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成20年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る預金元帳の写しにより、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成18年8月から平成19年4月までの期間及び同年6月から平成20年11月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月及び同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月は34万円、平成19年1月から同年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月及び平成20年1月は36万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成19年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成20年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、B社から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された請求者に係る預金元帳の写しにより、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月から平成21年4月までの期間、同年7月及び同年9月から平成22年6月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、

平成 20 年 12 月及び平成 21 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月は 30 万円、同年 4 月は 47 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 24 万円、同年 12 月は 26 万円、平成 22 年 1 月から同年 3 月までは 24 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 5 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 22 年 7 月 26 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 19 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間並びに請求期間②のうち、平成 21 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600061号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600133号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年9月21日、喪失年月日を昭和57年1月21日とし、昭和56年9月から同年12月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和56年9月21日から昭和57年1月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年9月21日から昭和57年1月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年9月1日から昭和57年8月31日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けた。

B職として、請求期間の直前までC社に勤務し、同社のD部門をA事業所が引き継ぐことになったことに伴って、C社からA事業所に移籍した。保管している請求期間のうちの一部期間の給料支払明細書(写し)を見ると、厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C社の代表取締役、A事業所の事務担当者及び同僚のそれぞれの陳述並びに請求者から提出された給料支払明細書、請求期間当時の住宅地図及び電話帳のそれぞれの記載内容により、請求期間のうち、昭和56年9月21日から昭和57年1月21日までの期間において、請求者が、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、年金事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、A事業所の事業主であったとする者は、「請求期間当時、A事業所は、私が事業主の個人事業所であったが、厚生年金保険の適用事業所としての届出は行っていなかった。」旨陳述しているものの、前述の給料支払明細書等の資料の内容並びに前述の事業主、事務担当者及び同僚の陳述を踏まえると、請求期間当時、A事業所には5人以上の常勤従業員が勤務していたと推認できることから、A事業所は厚生年金保険法に規定された適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

さらに、請求者から提出された前述の給料支払明細書のうち、昭和56年10月分から昭和57年1月分までの各月の明細書の様式及び記載内容から判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和56年9月21日から昭和57年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、前述の給料支払明細書により確認できる期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求期間のうち昭和56年9月21日から昭和57年1月21日までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和56年9月21日、資格喪失日を昭和57年1月21日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和56年9月21日から昭和57年1月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、A事業所の事業主が、「A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していない。」旨陳述していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和56年9月1日から同年9月21日までの期間について、前述のC社の代表取締役等の陳述により、請求者が同社からA事業所に継続して勤務していたことが認められ、請求者から提出された同年9月分の給料支給明細において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該明細には事業所名及び所在地等の記載が無く、様式が前述の同年10月分から昭和57年1月分までの各月の明細書と異なっていることから、当該明細はC社により発行され、被保険者記録の有る昭和56年8月分の厚生年金保険料が控除されたものと考えられるところ、前述の同社の代表取締役等は請求者の移籍日を記憶していないと陳述しており、当該期間において、同社及びA事業所における請求者のそれぞれの勤務実態を確認することができないことから、当該期間については、厚生年金保険被保険者記録を訂正することができない。

また、請求期間のうち、昭和57年1月21日から同年8月31日までの期間について、請求者は、当該期間の給料支払明細書を保管していない上、A事業所の事業主は、請求期間当時の資料が無いため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨陳述しており、前述のA事業所の事務担当者及び同僚も、請求者の具体的な退職時期を記憶していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和57年1月21日から同年8月31日までの期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、昭和57年1月21日から同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600183号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600045号

第1 結論

平成3年4月から平成4年2月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成4年2月まで

請求期間当時、私は家業を手伝っていたが、景気が悪く、国民年金保険料を納付することができだけの収入がなかったため、国民年金保険料の免除申請を行った。

請求期間を含む平成3年度については、私が20歳になり年金手帳が届いた後の平成3年4月か同年5月に、A県B市役所において両親の分と一緒に国民年金保険料の免除申請を行ったのに、当該年度のうち、平成4年3月だけが申請免除期間となっているのは誤りだと思うので、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年4月又は同年5月に、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を請求者の両親の分と一緒に行ったと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、平成3年1月頃にB市において払い出されていることが推認でき、請求者は、当該免除申請を行うことが可能であったものと考えられる。

しかしながら、請求者に係る国民年金保険料の免除申請が最初に行われた時期について、オンライン記録によると、請求期間直後の平成4年3月から平成24年3月までの期間が、途切れることなく申請免除期間となっており、請求者は、免除申請を毎年度欠かさず行っていたことがうかがえるところ、i) 請求者に係る平成4年3月から平成5年3月までの国民年金保険料は、平成4年4月3日の申請手続により免除が承認されていること、ii) 請求期間に係る免除申請を一緒に行ったとする請求者の両親についても、請求者と同じく、同年4月3日の申請手続により、同年3月から平成5年3月までの免除が承認されており、請求期間が未納期間となっていることなどから判断すると、請求者が陳述する最初に免除申請を行った時期は、平成4年4月であったものと考えられる。

また、平成3年度の国民年金保険料のうち、平成4年3月のみが申請免除期間とされていることについて、請求期間当時の国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条には、「次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、都道府県知事は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき…これを納付することを要しないものとするができる。」と規定されていることから、当該月の免除の記録は、前述の平成4年4月3日に行われた申請手続により承認されたものであり、当該申請時点において、同年3月を含む平成3年度の国民年金保険料が未納であったことになる。

さらに、B市の電算記録を見ても、請求者及びその両親に係る請求期間の国民年金保険料が免除承認されていた記録は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されて

いたことを示す関連資料は無く、請求期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600217号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600046号

第1 結論

平成7年1月から平成8年3月までの請求期間、平成12年1月、平成13年7月、同年11月、平成14年1月及び同年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年1月から平成8年3月まで
② 平成12年1月
③ 平成13年7月
④ 平成13年11月
⑤ 平成14年1月
⑥ 平成14年6月から同年9月まで

請求期間①から⑥までの国民年金保険料は、A銀行(現在は、B銀行)C支店の私名義の普通預金口座から、毎月、夫婦二人分を口座振替により納付していた。

請求期間①は、夫婦共に申請免除期間になっているが、私も妻も免除申請を行った記憶が無く、国民年金保険料を口座振替により納付したはずである。

また、普通預金口座を管理していた妻は、「振替を行っていた口座が残高不足になったことは無いと思う。」と言っているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びその妻は、請求期間①から⑥までの国民年金保険料について、夫婦二人分を口座振替により納付しており、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いと陳述している。

しかしながら、請求期間①について、D県E市が発行した資料を見ると、当該期間当初の平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料は、震災特例措置として口座振替を中止し、対象者には納付手段として納付書(特例申請免除用の申請書同封)を送付した旨が記載されており、このことは、請求者及びその妻の陳述と符合しない。

また、請求者に係るE市の平成6年度及び平成7年度の国民年金収滞納一覧表によると、請求期間①は申請免除期間と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、一緒に国民年金保険料を納付したとする請求者の妻についても同様に、当該期間は申請免除期間と記録されている。

請求期間②から⑤までについて、オンライン記録によると、請求者の当該各期間前後において国民年金保険料の納付が確認できる月分の収納日は、おおむね月末日であることから、当該期間当時の国民年金保険料は口座振替により納付されていたものと推認できるところ、一緒に国民年金保険料を納付したとする請求者の妻についても同様に、当該期間は未納期間と記録されている。

また、E市は、国民年金保険料の口座振替が振替不能となったときは、再振替は行わずに納付書を発行していたと回答しているところ、請求者の妻は、「請求期間②から⑤までの国民年金保険料に係る納付書が送付されたか否か、よく覚えていない。」旨陳述している。

請求期間⑥について、平成14年度以降は、国（社会保険庁（当時））に国民年金保険料の収納事務が一元化されており、オンライン記録によると、請求者及びその妻の平成14年4月以降の国民年金保険料を、請求者名義の預金口座から口座振替により納付を開始することが記録されているところ、請求者の妻についても同様に、請求期間⑥の国民年金保険料は未納と記録されている。

また、請求者の妻は、「振替を行っていた口座が残高不足になったことは無いと思う。」旨陳述しているが、日本年金機構は、国民年金保険料の口座振替が振替不能となった際の取扱いについて、「口座振替不能となった場合は、その翌月に再振替を依頼し、それでも振替が行われなかったときは、さらにその翌月の中旬に納付書を送付する。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間⑥直前の平成14年4月及び同年5月の国民年金保険料が口座振替以外の方法で納付されている上、当該期間直後の同年10月から平成15年3月までの国民年金保険料は、再振替により納付されていることが確認でき、これらのことは、請求者の妻の陳述と符合しない。

このほか、請求期間①から⑥までについて、B銀行C支店から提供された、請求者に係る預金口座の取引記録を見ると、当該期間の国民年金保険料が口座振替された履歴は見当たらない上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600138号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600128号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年11月1日から平成6年5月1日まで
② 平成10年3月1日から平成13年11月19日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、当該期間の前後の標準報酬月額は53万円又は59万円となっており、当該期間の給与が減額された事実はない。

平成6年分から平成8年分までの「所得税の確定申告書(控え)」及び平成6年から平成12年までの「二以上事業所勤務の届出のあった健康保険・厚生年金保険被保険者の標準報酬等の決定について(通知)」等を提出するので、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、A社における請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年11月1日から平成6年5月1日までの期間は53万円、平成10年3月1日から平成12年8月1日までの期間は59万円、同日から平成13年6月5日までの期間は50万円(ただし、平成10年3月1日から平成13年6月5日までの期間の標準報酬月額は二以上事業所勤務者としてA社の報酬月額にB社の報酬月額を合算して記録されていたもの。また、平成12年8月1日から平成13年6月5日までの期間の標準報酬月額は、平成12年11月9日付け月額変更後のもの。)と記録されていたところ、平成13年6月5日付けで、平成10年3月1日に遡って二以上事業所勤務の喪失処理が行われ、A社のみを勤務事業所とする見直しと併せて、標準報酬月額を平成10年3月1日から同年7月1日までの期間は44万円、同日から平成13年6月5日までの期間は9万8,000円に引き下げる見直しが行われており、その後さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成13年11月19日)より後の平成14年2月13日付けで、平成5年11月1日から平成6年5月1日までの期間及び平成10年3月1日から同年7月1日までの期間に遡って、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円に引き下げる見直しが行われている。

また、A社及びB社(以下「両社」という。)に係る商業登記の記録、請求者から提出された平成6年分の「所得税の確定申告書(控え)」、C社から提出されたD市発行の請求者に係る「平成10年分の所得証明書」(写し)及び前述の2回の遡及見直し処理が行われた当時において両社の社会保険事務を担当していたとする請求者の元妻の陳述から、請求者は請求期間②においてB社における被保険者要件を満たしており、請求者の請求期間①及び②における報酬額は平成13年6月5日付けの遡及見直し前の標準報酬月額に相当する額であったことがそれぞれ推認できることから、同日付け及び平成14年2月13日付けの2回の遡及見直しに係る処理は、事

実に即したものととは考えられない。

一方、両社に係る商業登記の記録並びに請求者及び両社の元従業員の陳述から、請求者が、請求期間①以前から2回目の遡及訂正処理日（平成14年2月13日）までの期間を通じて両社の代表取締役であり、経営について実質的な権限を有していたことが認められる。

また、請求者は、前述の2回の遡及訂正の処理について、「平成13年、平成14年頃当時、代表者印を取り扱えたのは私か家内であったが、私は、社会保険事務所（当時）に行った覚えはない。」旨陳述しているところ、当該遡及訂正当時、両社の社会保険事務を担当していたとする請求者の元妻は、「滞納保険料による差押えを回避するため、社会保険事務所の職員から主人の報酬月額を低くするように指示されたので、滞納額が少しでも減るようになり、その手続のために社会保険事務所に両社の印を持参した。」「時期は覚えていないが、社会保険事務所の職員が会社の事務所に来て、書類に不備があったとして押印して帰ったこともある。」「主人は私に経理を任せっきりだったので、どこまで把握していたのかは分からないが、私がその都度、主人に報告していた。」旨陳述しており、当該請求者の元妻が、事業主である請求者の同意を一切得ること無く、無断で届出を行ったものと認めることはできない。

さらに、請求者から提出された両社に係る普通預金通帳によると、平成11年10月分以降の社会保険料の口座振替記録が見当たらないところ、請求者は、「連続して社会保険料の引落としができなくなった頃から、滞納が始まった。」旨陳述し、両社に係る社会保険料を滞納していたことを認めている上、請求者の元妻は、請求者の標準報酬月額について、「遡って手続したという認識ではなく、今後の給料を引き下げて社会保険料の負担を減らしたという認識だった。」旨陳述している一方、「その後、差押えの話はされなくなった。」旨陳述していることや両社において遡及訂正が行われているのは代表取締役である請求者のみであることを踏まえると、当時、社会保険事務担当者であったとする請求者の元妻が、請求者に係る遡及訂正により、両社の滞納保険料の縮減が行われたことを知らないと考えるのは不自然であることから、社会保険事務所が、事業主であった請求者の同意を得ずに、又は請求者の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、両社の業務を執行する責任を負った代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600194号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600134号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和25年4月頃から昭和29年2月15日まで
② 昭和29年3月4日から昭和30年3月30日まで

年金事務所から届いた平成26年4月7日付けの被保険者記録照会回答票では、A社B支店における夫(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の被保険者期間が昭和29年2月15日から同年3月4日までとなっているが、夫は、昭和25年4月頃から昭和30年3月30日まで同社B支店に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社B支店の複数の元従業員の陳述から判断すると、当該期間のうちの一部期間において、訂正請求記録の対象者が、同社B支店内に所在したC部門に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の複数の元従業員の陳述からは、訂正請求記録の対象者がA社B支店に入社した年月日を特定することができない上、A社は、「当時の資料が現存しないため、訂正請求記録の対象者の勤務状況、雇用形態及び当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨回答している。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日が、訂正請求記録の対象者と同じ昭和29年2月15日である者が多数確認できるところ、このうち、同社B支店のC部門に勤務し、訂正請求記録の対象者を覚えているとする元従業員の一人は、「請求期間①当時、訂正請求記録の対象者も私も臨時雇いであった。A社B支店において本採用であった者は、本社で採用され、B支店に配属されたD職と、旧制中学校又は旧制女学校を卒業し、B支店に採用されたE職のみである。他の者は、皆、臨時雇いであり、臨時雇いの者は、厚生年金保険の加入対象になっていなかったが、事業所と労働組合の話合いが行われ、その後、臨時雇いの者を厚生年金保険に加入させる取扱いになり、私は昭和29年2月15日付けで厚生年金保険に加入した。」旨陳述している。

さらに、前述の元従業員とは別の元従業員は、「私も訂正請求記録の対象者もA社B支店のC部門に勤務していた。」とした上で、「請求期間①当時、C部門には、二十数人の従業員が勤務していたが、従業員は、年配の4、5人を除き、臨時雇いだった。私も臨時雇いだったので、

入社と同時に厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しており、当該元従業員及び前述の元従業員の陳述から判断すると、請求期間①において、A社B支店では、訂正請求記録の対象者を含む多くの従業員の雇用形態は臨時雇いであり、当該雇用形態の従業員については厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、A社B支店における厚生年金保険料について、前述の元従業員二人は、いずれも、「厚生年金保険に加入してから、厚生年金保険料を給与から控除されるようになった。」と陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者が、請求期間②も継続してA社B支店に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社B支店のC部門に勤務していた訂正請求記録の対象者を覚えているとする前述の複数の元従業員は、訂正請求記録の対象者が、請求期間②において、同部門に勤務していたか否かを記憶していない上、A社は、「当時の資料が現存しないため、訂正請求記録の対象者の勤務状況、雇用形態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除状況については、不明である。」旨回答している。

また、訂正請求記録の対象者が卒業したF県立G高等学校の回答によると、訂正請求記録の対象者は、昭和27年4月10日F県立G高等学校定時制課程に入学、昭和29年9月1日にH県立I高等学校定時制課程に転出、昭和30年5月F県立G高等学校定時制課程に転入しており、当該履歴から判断すると、請求期間②のうち、少なくとも、昭和29年9月1日以降の期間については、A社B支店に勤務することができなかったと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿において、請求期間②の間に、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格を取得し、J欄にK職以外の者を示すと考えられる「L」と記されている複数の者に照会したが、同社B支店における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる陳述は得られなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。